

宇宙活動法の見直しに向けた要望

2024年9月26日 インターステラテクノロジズ株式会社



1. 当社の事業計画

(1)垂直統合サービスによるビジネスモデル

垂

直

統

ジ

ネ

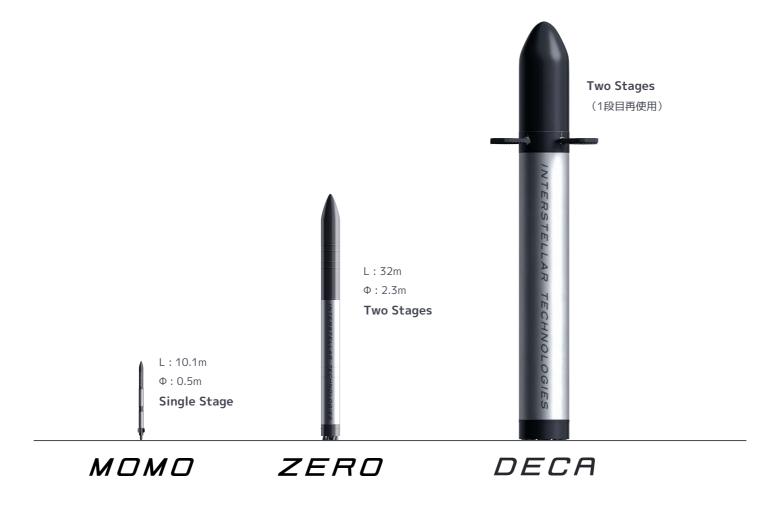
ス

人工衛星事業 ロケット事業 人工衛星 事業者 SPACE COTAN 心大樹町



1. 当社の事業計画

(2)ロケット開発構想





2. 宇宙活動法の見直しに向けた要望事項

(1)見直しの方向性について

①規制的内容の抑制

● 立法時の趣旨に則り、宇宙諸条約の担保法としての役割のみにしていただきたい。すなわち宇宙損害責任条約の打上げ国 の無制限かつ無過失責任への対策に集中して、それ以外の打上げの規制に繋がらないようにしていただきたい。

②技術競争力強化への配慮

● 宇宙活動法第3条の「民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び び人工衛星の管理に関係する産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮」を徹底していただきたい。

③法の対象範囲拡大の抑止

 サブオービタル飛行については無人有人問わず、現時点では引き続き宇宙活動法の許可範囲外とするべきと考えている。 部分的にでも宇宙活動法の許可範囲に入ると観測ロケットは事業性を失ってしまう。また、将来的な有人旅客輸送を見据 えた場合には、宇宙活動法では法律の目的から外れることからも新法が必要になると考えている。過渡期においては試験 飛行として私的自治の原則にしたがって実施されるべきと考える。



2. 宇宙活動法の見直しに向けた要望事項

(2)見直し要望 1/2

No	項目	要望事項	理由	関連条項例
1	人工衛星を搭載しない	人工衛星を搭載しない場合の打上	今後の開発活動等において、ダミーペイロードなど人工衛星を搭	法第二条の二、三
	打上げの許可	についても許可の対象としていた	載しない打上計画が生じる可能性もある。活動法の許可の対象と	法第四条
		だきたい。	ならない場合には損害賠償担保措置を講じられず、打上げに伴う	法第九条
			高額な補償リスクには対処出来ない事から打上を断念せざるを得	
			ない。	
2	報告対象の範囲	報告が必要な事故は第三者安全を	第三者被害の伴わない場合の、全ての打上失敗原因や対策などの	法第三十一条
		侵すなどの活動法上の事故に限	詳細報告を行い、確認を得ていく事は立法の趣旨とそぐわない。	
		り、単に打上失敗の場合の報告は	全てに対する報告は限られた人的リソースの大きな負担となり、	
		不要としていただきたい。	打上げ再開までの間隔が空く恐れがあり事業計画への影響が懸念	
			される。	
3	制御再突入の実施	制御再突入は可能な場合の要求に	デブリ化を防止する方策の必要性は理解するものの、制御再突入	打上げ許可審査基準17
		留めていただきたい。	が法的に義務化された場合の小型ロケットのペイロード打上能力	
			は著しく低下し、打上輸送事業が成立しない恐れがある。また、	
			月や深宇宙向けの輸送も困難になる。	
4	飛行能力にかかる審査	活動法の主旨である第三者安全の	活動法の手続きにて飛行能力の設計と検証について申請書に記載	施行規則第七条一
		審査確認以外の飛行能力やミッ	して示す事は、特に初号機や改良設計の際に、限られた人的リ	型式審査基準1
		ション成立に関わる審査内容は取	ソースの大きな負担となり事業への影響が懸念される。	打上げ許可審査基準10
		り止めまたは簡素化していただき		
		たい。		



2. 宇宙活動法の見直しに向けた要望事項

(2)見直し要望 2/2

No	項目	要望事項	理由	関連条項例
5		の変更手続きを見直していただき たい。	打上げ施設はロケット本体システムと相互依存している。打上の 結果反映や改善を目的に速いサイクルで設備を改良変更したくと も、その際に変更申請手続きと許可が必要で、自在で迅速な事業 改善の制約となりかねない。	法第十七条
6			今後の多頻度打上げを計画する上で、活動法手続きと損害賠償補 償契約にかかる期間が制約となる事態が避けられるよう、お願い したい。	全ガイドラインの5.2項

以上